

指定管理者制度の
導入と活用の促進に関するガイドライン

平成19年2月

鴨川市総務部総務課

目 次

第1	地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）の経過措置に基づく管理の移行期間の終了	1
1	本市の指定管理者の指定の状況	1
2	本市の公の施設（直営）の管理の移行に向けた課題	1
第2	制度の導入と活用に向けて	2
1	本市の公の施設（直営）の現状	2
2	制度を導入する際の方針と判断基準	3
	（1）制度を導入する際の方針	3
	（2）制度を導入する際の判断基準	3
第3	指定管理者の指定に関する手続き	4
1	指定管理者の指定に関する事務の基本的な流れ	4
2	指定管理者の募集	5
	（1）募集の周知方法	5
	（2）募集要領の作成	5
	（3）募集期間	5
3	指定管理者の候補者の選定等	6
	（1）指定管理者の候補者の選定	6
	（2）指定管理者の指定	6
	（3）協定の締結	6
	（4）指定管理者に対する監督	7
	（5）個人情報の保護対策	7
4	現在の指定管理者を継続して指定することができる判断基準	7
第4	制度の導入スケジュール	8

このガイドラインの趣旨

指定管理者制度については、制度の導入が可能な施設から順次、管理の移行を進め、平成18年4月から本市の27施設において実施しているところです。

平成17年12月に策定した「指定管理者制度導入に関するガイドライン（平成17年告示第268号）」においては、指定管理者制度の導入に当たっての基本方針として、指定管理者制度を十分に活用し、制度の導入が可能なすべての公の施設について検討を加えることとしています。

現在、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）に基づく経過措置期間が終了し、公の施設については、直営か指定管理者制度のいずれかによる管理に移行が済んでいます。

このガイドラインは、現行のガイドラインを改訂し、指定管理者制度の導入と活用の促進を図ることを目的として、現在直営で管理している80の公の施設についても、指定管理者制度の導入を検討することとし、又は施設を効果的・効率的に運営するための最適な管理形態についてさらなる検討を進めるため、制度の導入と活用を促進するための指針として定めるものです。

平成19年2月14日

第1 地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）の経過措置に基づく管理の移行期間の終了

1 本市の指定管理者の指定の状況

公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）に基づく経過措置の期間が平成18年9月1日に終了し、直営か指定管理者制度のいずれかによる管理に移行が済んでいます。

本市においては、「指定管理者制度導入に関するガイドライン」（平成17年鴨川市告示第268号）に基づき、管理委託を行っていた27施設を対象として管理の移行を進め、平成18年4月1日から指定管理者による管理を実施しているところです。

2 本市の公の施設（直営）の管理の移行に向けた課題

指定管理者制度は、住民の福祉の増進のための施設（公の施設）について、より効率的かつ適正な管理を行うことができるよう設けられた制度であり、この指定管理者制度の成立によって、従来の施設管理に関する包括的な外部委託は行うことができなくなりました。

このため、現在直営で管理している施設について、当該施設を存続する場合、直営か指定管理者制度のいずれかによる管理となりますが、指定管理者制度を導入する場合、これらの施設については公募を原則として管理者を募集することとなります。

また、施設に置かれている職員についても、鴨川市定員適正化計画に基づき全庁的に職員数の抑制が進められていることから、政策目的追求のための他部署への重点配置等その他対応を協議していく必要があります。

いずれにしても、まず施設の今後の方向性について、業務の見直しを含めた管理形態の検討を行い、施設の運営方針を明らかにする必要があります。

なお、地方自治法第244条の2第3項に規定する「法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの」として想定される団体には、以下のものがあります。

- 営利を目的に商法等に基づき設立された民間企業（複数の会社で経営する企業グループも可）
- 民法（明治29年法律第89号）の規定に基づき設立された財団法人や社団法人などの非営利公益法人
- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき設立された社会福祉法人
- 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき、民間で非営利を目的として設立されたNPO法人
- 電力事業やガス事業などの公益事業を担う民間企業
- 自治会や父母会など法人格を持たない任意団体
- 地方公共団体が設置主体となり、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき設置された地方独立行政法人
- 地方公共団体が設置主体となり、特別の法律に基づき設立された地方3公社（住宅供給公社、道路公社、土地開発公社）
- 土地区画整理組合や土地改良区など特別の法律に基づき設立された公共組合
- 地方公共団体が出資する民間企業（第三セクター）

第2 制度の導入と活用に向けて

1 本市の公の施設（直営）の現状

本市が直営により管理している公の施設のうち、道路法、河川法、学校教育法などの個別法令により管理主体が制限され、指定管理者制度を導入することができない施設を除き、制度の導入が可能である施設は次の80施設です。

公の施設（直営）の状況

No	施設名	所管課
1	市民会館	管財課
2	総合保健福祉会館	健康管理課
3	福祉センター	
4	天津小湊保健福祉センター	
5	養護老人ホーム	
6	長狭老人憩の家	
7	江見老人憩の家	
8	保育園（12施設）	
9	児童遊園（7施設）	
10	子育て総合支援センター	商工観光課
11	駐車場（中央通り駐車場を除く7施設）	
12	公園（魚見塚一戦場公園を除く9施設）	都市建設課
13	市営住宅（漁民住宅を除く8施設）	
14	コミュニティセンター小湊	天津小湊支所
15	公民館（11施設）	生涯学習課
16	青少年研修センター	
17	嶺岡自然キャンプ場	
18	わんぱくハウス	
19	地域改善対策集会所	
20	図書館	文化振興課
21	市民ギャラリー	
22	郷土資料館	
23	文化財センター	スポーツ振興課
24	総合運動施設	
25	体育センター	
26	大川面運動広場	
27	芝浜プール	
28	成川運動広場	
29	大山庭球場	
30	宮庭球場	
31	小湊スポーツ館	
32	国保病院	国保病院

2 制度を導入する際の方針と判断基準

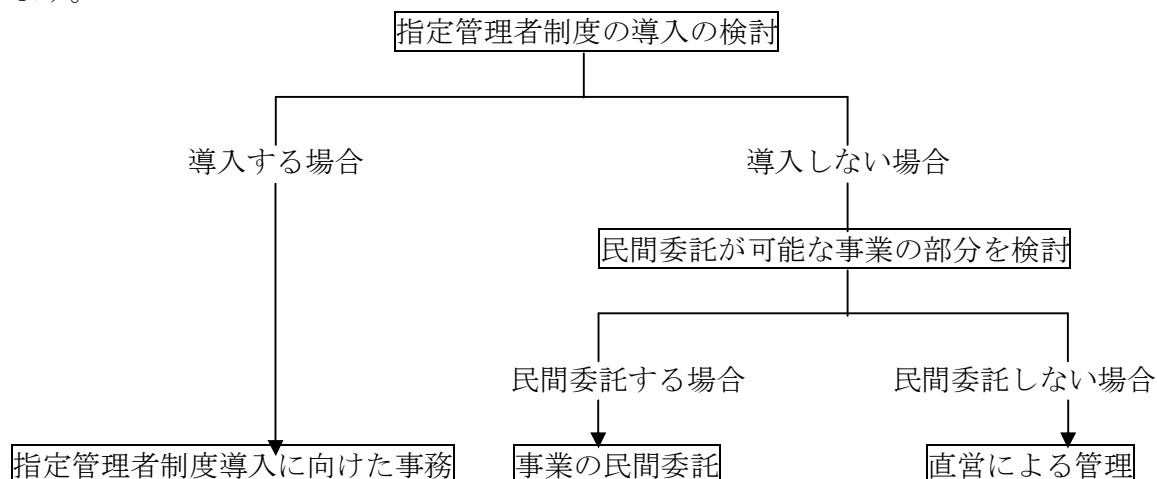
(1) 制度を導入する際の方針

指定管理者制度の導入の検討については、80施設のすべてにおいて行うものとします。

指定管理者制度を導入する場合は、「鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱基準」（平成18年1月策定）により事務を行うものとします。

制度を導入しない場合であっても、行政改革への不断の取り組みとして、当該施設で実施する事務事業の部分について、民間委託が可能かどうか検討し、民間委託が可能である場合は「鴨川市民間委託基本方針」（平成19年2月策定）により事務事業を委託するものとします。

なお、直営により管理することとした施設についても、以後行政改革の取り組みの中で当該施設の存続を含め、業務効率化に向け指定管理者制度等の検討を進めていくものとします。



(2) 制度を導入する際の判断基準

公の施設について、制度の導入を検討する際の判断基準は次のとおりとし、基準のいずれかに該当する施設であれば、民間で管理が可能である可能性が高いため、原則として指定管理者制度を導入するものとします。

制度の導入を検討する際の判断基準

- ① 民間事業者等に任せることで、利用ニーズに合った開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や、民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。
- ② 民間事業者等に任せることでコスト削減が図れる可能性がある。
- ③ 利用の平等性、公平性（守秘義務の確保等を含む）について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。
- ④ 同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。
- ⑤ 施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設等の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。
- ⑥ 税負担でなく使用料・利用料金により運営を行う、施設設備の提供を主とした施設である。

第3 指定管理者の指定に関する手続き

1 指定管理者の指定に関する事務の基本的な流れ

指定管理者の指定に関し、公の施設を所管する課等において行う事務の基本的な流れを示すと、次のとおりとなります。指定に係る申請方法や指定の要件に関しては、鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年鴨川市条例第167号）及び同条例施行規則（平成18年鴨川市規則第1号）に定めるとおりです。

① 設置管理条例の制定・改正（議決）

- ・指定管理者に施設の管理を行わせるため、設置管理条例の整備を行います。

② 指定管理者の募集

- ・公募を行う場合、募集要領を作成し、候補者の募集を行います。

③ 指定の申請の受付

- ・応募者から提出のあった申請書、事業計画書等の受付、確認等を行います。

④ 候補者の選定

- ・選定委員会を設置し、候補者の選定を行います。

⑤ 選定結果の通知

- ・申請者に対し、選定結果を通知します。

⑥ 債務負担行為・指定議案の議決

- ・後年度以降にわたり指定管理料を支出する場合、債務負担行為の議決が必要となります。
- ・指定管理者となる団体の名称、指定の期間等に関する議決が必要となります。（これらは、同時に提出することが可能と考えられています。）

⑦ 指定管理者の指定（告示）・協定の締結

- ・指定管理者として指定する旨を文書で通知します。
- ・指定管理者の指定については、市民の権利義務と密接に関わる事項であることから、指定管理者を指定したことを告示することとします。
- ・指定管理者と協定を締結します。

2 指定管理者の募集

指定管理者の募集は、原則として公募により行うものとします。

ただし、公の施設の設置形態及び施設における業務の性質等により、管理上特別な事情があるなど、次のような公募によらない合理的な理由がある場合は除くこととします。

公募によらない合理的な理由（非公募の要件）

- ① 施設管理に当たり、専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定される施設
- ② 当該公の施設の性格、事業の内容、規模等により、その管理を行わせることにより設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められるとき
- ③ 公募に対し申請する団体等がないとき
- ④ 申請した団体等の中に指定管理者として適当な団体等がないと認めるとき

(1) 募集の周知方法

公募にあたっては、市の掲示場への告示をはじめ、市の広報紙やホームページなどを利用して、幅広く応募者を募ることとします。

(2) 募集要領の作成

公募にあたっては、募集要領を作成します。

条例で定める「指定の要件」を基本として、「応募資格」、「選定基準」など公募に関して周知すべき事項について要領を作成します。

募集要領記載事項例

- ① 施設の概要
- ② 応募資格
- ③ 募集期間
- ④ 提出する書類の内容
- ⑤ 管理の基準（施設の開館時間、休館日等）
- ⑥ 指定管理者が行う管理業務の範囲
- ⑦ 指定管理料に関する事項
- ⑧ 利用料金に関する事項
- ⑨ 指定の期間
- ⑩ 選定基準及び選定方法
- ⑪ 情報公開、個人情報保護の取扱い
- ⑫ その他必要事項

(3) 募集期間

募集の期間は、原則として1か月以上確保することとします。

ただし、実施までに時間的な余裕がないなど特別な事情がある場合を除きます。

3 指定管理者の候補者の選定等

(1) 指定管理者の候補者の選定

指定管理者の候補者の選定は、施設ごとに指定管理者選定委員会を設置して行うものとします。

指定管理者選定委員会は、応募者から提出された事業計画を記載した書類等について、選定基準に基づき施設の設置目的や利用状況に応じて、市民の平等利用の確保や、管理能力について総合的に判断し、最も適した指定管理者の候補者を選定するものとします。

また、公募によらない場合も、申請書及び事業計画を記載した書類等を提出させ、指定管理者選定委員会において審査を行うものとします。

指定管理者の候補者を選定したときは、全応募者に対し選定の結果を通知するとともに、選定団体及び選定理由を公表するものとします。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定にあたっては、次の事項について議会の議決を得る必要があります。

議決事項

- ① 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
- ② 指定管理者となる団体の名称及び所在地
- ③ 指定の期間

(3) 協定の締結

公の施設の設置者である市と、管理を行う指定管理者の関係について明確にするとともに、管理に係る細目的事項、指定管理料の額等を定めるため、指定管理者と協定を締結することとします。

なお、協定で定める事項は次のとおりとします。

協定事項

- ① 事業計画に関する事項
- ② 指定管理料に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 秘密保持義務及び個人情報の保護に関する事項
- ⑤ 事業の報告書の作成及び提出に関する事項
- ⑥ 指定の取消し及び管理の業務の停止命令に関する事項
- ⑦ その他必要事項

(4) 指定管理者に対する監督

① 事業報告書の提出

指定管理者は、管理業務の実施状況、利用状況、使用料（利用料金）収入の実績などを記載した月間事業報告書及び年間事業報告書を作成し、市に提出するものとします。

② 指定管理者の指導

市は、施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理業務について、業務内容又は経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるかとされています（地方自治法第244条の2第10項）。

市は、事業の報告書の内容、実際の業務の状況等から指定管理者の業務内容に問題があると認めるときは、速やかに報告の要求又は調査を行い、必要な場合は業務内容の改善について指示を行うものとします。

(5) 個人情報の保護対策

指定管理者との間で締結する協定に個人情報の保護に関して必要な事項を盛り込むほか、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報を適切に保護するものとします。

4 現在の指定管理者を継続して指定することができる判断基準

指定期間が満了した施設のうち、引き続き現在の指定管理者を継続して指定するための判断基準は、次のとおりとします。

現在の指定管理者を継続して指定することができる判断基準

- ① 現指定管理者の実績等を評価し、引き続き指定管理者として指定することが合理的と認められる場合
- ② 高齢者福祉施設や保育施設のように、運営者に連続性が要求される場合
- ③ P F I 方式で整備された場合
- ④ 専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定される場合
- ⑤ 施設の性格、規模及び機能により公募することが適当でないと認められる場合
- ⑥ 応募者がいない場合、又は現時点で他の民間事業者による代替が困難であると考えられる場合
- ⑦ 本市が出資している法人であって、当該法人を指定することで施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認められる場合

第3 制度の導入スケジュール

* 4月を始期とした場合のスケジュール

時 期	所管課におけるスケジュール	条例等の整備
4月	施設の管理形態の検討	
6～7月	個々の施設における導入方針の決定	
9月	指定管理者 直営	個別設置条例の改正（議決）
10～11月	公募 非公募 募集 事業の民間委託を検討	
12月	指定の申請の受付 選定委員会 選定委員会の決定	債務負担行為の設定（議決） 指定管理者の指定（議決）
翌年 1～2月	協定の締結 住民周知	
4月	管理運営の開始	